

参 考 资 料

1 広島県公共事業の再評価の実施について（概要）

（1）目的

公共事業の効率性・実施過程透明性の一層の向上を図るため、平成10年度から再評価制度を導入した。

（2）対象事業

国の補助事業（土木局及び農林水産局所管事業）のうち、次の項目に該当する事業

- ア 事業採択後、5年間を経過した時点で未着工事業
- イ 事業採択後、長期間が経過している事業
- ウ 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している事業
- エ 再評価後、一定期間が経過している事業
- オ その他、知事が特に必要があると認める事業

（3）広島県事業評価監査委員会の設置

学識経験者等6名で構成される知事の諮問機関である同委員会は、次の視点で再評価を行い、不適切な点又は改善すべき点がある場合は、意見具申を行う。

- ア 事業の進捗状況
- イ 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- ウ 事業採択時の費用対効果分析の要因変化
- エ コスト縮減や代替案の立案等の可能性等

（4）平成23年度の再評価対象事業に対する審議会意見の概要

（土木局関係事業）

事業名	意見の概要
一般国道184号尾道拡幅道路改良事業（尾道市）	<p>① 事業の内容と必要性 一般国道184号は、山陰、県北部地域と尾道市を連絡する幹線道路であり、本事業区間も、尾道市中心部から一般国道2号尾道バイパスなどへアクセスする重要な道路である。しかし、一般国道2号旧道との交差点では日々朝夕に深刻な渋滞が発生しており、本事業の必要性は大きい。</p> <p>② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化 道路交通センサスによると、大きな変化はないといえる。したがって、必要性についての変化もないと判断する。</p> <p>③ 進捗状況と今後の見通し 門田工区における用地交渉に予定以上の期間を要したため、事業の完了予定期限が平成33年度に変わったが、現在、ほぼ解決の見通しが立っていることである。 ただし、未着手の新浜工区については、平成4年に生活環境の変化等に対する懸念が地元の市民より寄せられているにも関わらず、それ以降、地元の意向は確認されておらず、予定の平成33年度末までに事業が完了するか否かの見通しは依然として不透明である。 事業の進捗に障壁となる諸事項については早急に人的及び予算的措置によって解決を図り、できるだけ目標年度までに本事業を完了させる努力が関係者には求められている。</p> <p>④ 事業費の増減と現時点での費用便益比 本事業の全体事業費は前回の評価時と変わっていない。 マニュアルが平成20年度に変わったことにより、B/Cは前回の2.1から1.0と大きく変化している。現時点における本事業の効果は、無いとは言えないものの、あまり高くもないと考えざるを得ない。</p>

	<p>⑤ その他－地元からの要望－</p> <p>地元の尾道市からは早期整備を強く要望されている。ただし、新浜地区の地元の市民が主に生活環境の変化を懸念していることも、今後の事業展開上、忘れてはならない。</p> <p>◎ 結論</p> <p>事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。しかし、今後の事業見通しが不透明であることを懸念する。関係各位には、事業遅延も想定される未着手の新浜工区について、予定としている平成 33 年度の事業完了が可能となるための具体的な検討ができるだけ早期に開始されることを望む。</p>
--	---

一般国道 486 号 新市府中拡幅 道路改良事業 (福山市・府中市)	<p>① 事業の内容と必要性</p> <p>一般国道 486 号は、福山市の北部地域及び府中市の市街地中心部を東西に貫く広島県にとって主要な幹線道路であり、広域的な連携や物流面における重要な役割を担う道路である。しかし、本事業の周辺区間では、市街化により日々慢性的な交通渋滞が生じており、本事業の必要性は高いといえる。</p> <p>② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化</p> <p>上述の交通渋滞については、大きな変化は無く、事業の必要性は前回の再評価時と変わりないといえる。</p> <p>③ 進捗状況と今後の見通し</p> <p>現在事業中の中須工区及び戸手工区については、用地買収は概ね完了し、一部工事に着手している。今後は、事業区間の進捗状況を見ながら、未着手の新市工区について事業着手の検討を行うこととされている。</p> <p>④ 事業費の増減と現時点での費用便益比</p> <p>本事業の全体事業費は前回の評価時と変わっていない。 B/C は 1.4 である。</p> <p>⑤ 地元からの要望</p> <p>地元の福山市及び府中市からは、整備促進を強く要望されている。</p> <p>◎ 結論</p> <p>事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適當と判断する。ただし、関係各位には、予定としている平成 33 年度までに事業を完了させ、当初の計画どおりの事業効果が得られるよう一層努力されたい。</p>
---	--

京橋川・猿猴川・府中大川 地震・高潮対策事業 (広島市、府中町)	<p>① 事業の内容と必要性</p> <p>京橋川、猿猴川及び府中大川は、いずれも広島市中心部を流下し、それらの流域には人口、資産、都市機能が集積しており、当該地区が高潮等により被災すれば、人命や資産への影響のみならず、広島市の経済活動等にも多大な支障が生じる。しかし、各河川の背後地は地盤の高さが低く、近年では平成 16 年号に床上浸水など甚大な被害が発生しており、また、大地震の際には、地盤の液状化に伴う堤防の沈下が予想されることから、本事業の必要性は高いと考えられる。</p> <p>② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化</p> <p>前回評価時と比べ、本事業の必要性に関わるような社会情勢の変化はない。</p> <p>③ 進捗状況と今後の見通し</p> <p>本事業の完了予定期は 20 年先だが、猿猴川の左岸における府中大川合流点からの上流部については平成 24 年度末までに改修され、その間の地震・高潮に対する安全性は今よりもかなり向上する。また、その後も、引き続き猿猴川右岸の整備により、当地区的安全性向上が図られている。</p> <p>④ 事業費の増減と現時点での費用便益比</p> <p>全体事業費は前回評価時からの増減はない。 B/C は 71.3 と極めて高く、本事業の必要性の高さが伺える。</p> <p>⑤ 地元からの要望</p> <p>地元の広島市からは、早急な整備を要望されている。</p> <p>◎ 結論</p> <p>事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適當と判断する。ただし、関係各位には、事業が今後も長期間にわたることから、事業効果の早期の発現につながるよう効率的、効果的な整備手法、整備順序の検討を行いつつ、事業全体の早期完成に向けて、一層努力されたい。</p>
--	---

江の川 広域基幹河川改修事業 (北広島町)	① 事業の内容と必要性 <p>江の川の本事業区間は、昭和 47 年の集中豪雨で広範囲にわたり甚大な被害を受けており、本川、支川を併せた改修が必要と判断され、現在、鋭意事業が継続されている、その後も未整備区間において豪雨による家屋浸水等の被害が発生しており、流域全体の治水安全度の向上は当初と変わらず重要である。</p> ② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化 <p>防護地区における人口等に大きな変動はなく、必要性に変わりはない。</p> ③ 進捗状況と今後の見通し <p>事業は計画通り進捗しており、用地取得は概ね完了し、平成 42 年度に事業を完了すべく、順調に工事が進んでいる。</p> ④ 事業費の増減と現時点での費用便益比 <p>全体事業費は前回評価時から増減はない。 B/C は 1.2 である。</p> ⑤ 地元からの要望 <p>地元の北広島町からは、早期の事業完了を要望されている。</p> ⑥ 結論 <p>事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。ただし、関係各位には、事業が今後も長期間にわたることから、事業効果の早期の発現につながるよう効率的、効果的な整備手法、整備順序の検討を行いつつ、事業全体の早期完成に向けて、一層努力されたい。</p>
-----------------------------	---

成羽川 広域一般河川改修事業 (庄原市)	① 事業の内容と必要性 <p>成羽川は、東城町の中心市街地を流下しており、想定氾濫区域には人家が集中し、国道も通過している。しかし、計画流量に対し河川断面が大幅に不足し、過去にも度重なる浸水被害が発生しており、河道を拡幅し安全に洪水を流下させるために、本事業が必要である。</p> ② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化 <p>本事業の必要性については、前回の再評価時と変わりない。</p> ③ 進捗状況と今後の見通し <p>事業は計画通り進捗しており、平成 33 年度に本事業に関わる全工事が完了予定である。</p> ④ 事業費の増減と現時点での費用便益比 <p>総事業費は工事発注時の入札差金の発生により前回の再評価時から 50 百万円減少している。 B/C は 1.3 である。</p> ⑤ 地元からの要望 <p>地元の庄原市からは、早期の完成を要望されている。</p> ⑥ 結論 <p>事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。ただし、関係各位には、予定としている平成 33 年度までに事業を完了させ、当初の計画どおりの事業効果が得られるよう、なお一層の努力をされたい。</p>
----------------------------	--

小用港ウシイシ地区 小型船だまり整備事業 (江田島市)	① 事業の内容と必要性 <p>本地区的船だまりは、漁船の航行上の安全度は決して高いとは言えず、さらに、係留施設も不足しているため、漁業の効率的な営みに大きな支障が生じている。したがって、本地区における漁業の振興を図るために、防波堤を整備して漁船の航行安全性を高めると共に、係留施設を増設して、荷揚げが効率的に行われるようとする必要がある。</p> ② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化 <p>漁業従事者は全国的に減少しているが、平成 22 年度の調査によれば本地区的漁船数は平成 11 年度の調査当時とほぼ同数で、係留施設が不足している状況に変わりはない。</p> ③ 進捗状況と今後の見通し <p>隣接する他事業の計画変更に伴い物揚場及び防波堤延長の見直しがなされたため、</p>
-----------------------------------	--

	<p>事業の完了時期が前回再評価時の平成 23 年度から平成 31 年度と大幅に延びている。しかし、今後は、防波堤の工事他、順調に工事が行われ、平成 31 年度末を目途に事業が進捗すると考えられる。</p> <p>④ 事業費の増減と現時点での費用便益比 一部事業計画の見直しを行ったことにより、本事業の総事業費は前回評価時の 2,900 百万円から 3,800 百万円に増加している。 B/C は 3.2 である。</p> <p>⑤ 地元からの要望 地元江田島市からは、事業の早期完成を強く要望されている。</p> <p>◎ 結論 事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。ただし、関係各位には、今後早期に工事を完了させる努力と共に、地元の関係者にも、整備された施設を有効に活用し、漁業を通して地域の振興を図るよう、強く働きかけていただくようお願いする。</p>
--	---

尾道糸崎港三原地区 港湾海岸保全施設整備事業 (三原市)	<p>① 事業の内容と必要性 当該箇所の背後地には市街地が形成され、家屋等が集積しており、平成 16 年の台風で甚大な浸水被害が発生している。本事業が完了した暁には、同様の被害による市民生活や経済活動等への深刻な影響が、過去最大級の高潮においても回避できると考えられる。</p> <p>② 事業を巡る社会情勢及び必要性等の変化 事業着手後に、再度防災計画を見直して工事区間の変更がなされているが、事業の必要性に変わりはない。</p> <p>③ 進捗状況と今後の見通し 事業区間の見直しを行ったことにより、完了予定時期を平成 28 年度に変更している。現在、下木原工区（B 箇所）については全工事を完了しており、松浜工区（A 箇所）については、平成 28 年度に事業を完了すべく、順調に工事が進んでいる。</p> <p>④ 事業費の増減と現時点での費用便益比 事業区間の見直しを行ったことにより、総事業費は前回評価時の 1,244 百万円から 1,460 百万円に増加している。 B/C は 20.0 であり、極めて大きい値を示している。</p> <p>⑤ 地元からの要望 地元の三原市からは、早期完成の強い要望が出されている。</p> <p>◎ 結論 事業の必要性と費用便益比を勘案し、当該事業の継続実施については適当と判断する。ただし、関係各位には、予定としている平成 28 年度までに事業を完了させ、当初の計画どおりの事業効果が得られるよう、一層努力されたい。</p>
------------------------------------	--

2 平成24年度 建設事業執行方針

(目的)

第1 この方針は、平成24年度の土木局に關わる建設事業を適正かつ効果的に執行するためには必要な基本的事項を定める。

(基本方針)

第2 1 「社会资本未来プラン」(平成23年3月策定)に掲げる「社会资本整備の重点化」方針に基づく7つの分野に対応する事業を積極的に推進するとともに、東南海・南海地震など大規模地震に備えた社会インフラの整備等に重点を置き、集中的な取組みを推進する。
2 平成24年度当初予算により緊急かつ切れ目ない「緊急経済・雇用対策」に取り組むこととし、事業効果の早期発現が図られるよう、可能な限り早期執行に努めるものとする。
3 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号:以下「適正化法」という)に沿って、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底を図るための措置を適切に実施するものとする。
4 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号:以下「品確法」という)に基づき、工事の品質を確保するための取組みを推進するものとする。
5 「広島県公共事業コスト構造改善プログラム」(平成21年12月策定)に基づき公共事業の計画段階から維持管理までを通じた、総合的なコスト構造の改善を推進する。

(事業の執行)

第3 1 事業の執行に当たっては、「建設工事起工手続規程」(昭和35年監第5320号)に基づき、特に災害復旧事業、防災対策事業、行政需要の高い事業及び前年度からの繰越事業を優先して行い、関係法令を遵守するとともに、適正な執行に努めるものとする。
2 上半期については、別途定める「平成24年度土木局公共事業等上半期執行計画」に基づき計画的な執行を図ることとし、各種事務手続きの簡素化、迅速化等に努めるものとする。

(執行計画の策定)

第4 工事の計画的かつ効率的な執行を行うため、次の措置を講ずるものとする。

① 本庁各課は、「建設工事起工手続規程」に基づく建設工事の起工伺い及びその他の事務手続を速やかに行うものとする。

② 地方機関の長は、上記規程に基づく工事執行の通知を受けたときは事業の着手順位、所要工期、用地取得及び実施設計書の作成など整合性のある年間執行計画をたて、効率的執行に努めるものとする。

計画の策定に当たっては、事業課と用地主管課とで十分な意見調整を行い、用地取得等のための十分な期間を確保した計画を作成するものとする。

また、土地収用法(昭和26年法律第219号)の適用を踏まえたものとし、事業認定要件適合性等評価表(道路事業)等を作成するなどあらかじめ本庁主管課と十分な調整を行い、さらに、必要に応じて、用地課(土地収用法の事業認定申請の主管課)とも協議するものとする。

(適正工期の設定)

第5 適正な工期設定を行い、年度内完成に努めるものとする。

なお、年度内完成が困難と見込まれるものについては、繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担を積極的に活用し、円滑な執行に努めるものとし、安易な工事の分割は、厳に慎むもの

とする。

(工事の執行)

- 第6 1 建設工事現場等に対する安全パトロール等の実施や安全推進協議会を設ける等、事故防止に一層努めるものとする。
- 2 工事の施工に当たっては、地域住民への周知措置や周辺の事前調査を十分行い、周辺住民の生活環境への影響を最小限とするよう十分配慮するものとする。

(工事監督・検査体制の確保)

- 第7 「品確法」の施行により、発注関係事務（工事監督・検査・評価等）を適正に実施する発注者責任がより一層求められることから、引き続き適正な工事監督・検査体制を確保するものとする。

(建設副産物対策)

- 第8 1 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）の趣旨を踏まえ、特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）の発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底等を図るものとする。
- 2 工事計画段階から建設副産物の発生の抑制や再利用の促進を図るため、「広島県地方機関等建設副産物対策連絡会議」等での流用の調整及び有効利用に努めるとともに「再生資源利用促進実施要領」（平成4年7月1日制定）に基づき、再生資材の積極的な利用を行うものとする。
- 3 建設副産物の処理については、「建設副産物適正処理実施要領」（平成10年3月15日制定）に基づき、有効利用及び適正処分の徹底を図るものとする。

(建設資材)

- 第9 1 再生建設資材の利用を促進するため、率先的に利用する。
- 2 工事で使用する土砂（補足土）、砂、碎石及び加熱アスファルト混合物等については、数量の多少に関わらず、原則として、再生資材を使用する。
- 3 「広島県登録リサイクル製品使用指針」（平成16年10月1日制定）に基づき、供給量、品質等を考慮して順次、登録リサイクル製品の使用を指定するものとする。また、指定した以外の登録リサイクル製品についても、使用に努めるものとする。
- 4 受注者が主要資材を購入する場合は、極力、県内業者から購入させること。

(用地取得事務)

- 第10 用地取得事務に当たっては、「公共用地取得促進プログラム」（平成18年3月7日制定）の趣旨に基づき事業効果の早期発現と説明責任の向上に努めるものとし、事業の円滑な執行を図るため、次のことに留意のうえ、計画的かつ適正な用地取得を行うものとする。
- ① 用地取得は、原則として工事実施の前年度までに行うものとする。
- ② 特に、重要事業については取得年度計画を策定し、適正な用地保有量の確保に努めるものとする。
- ③ 取得済みの用地の状況を把握し、一連区間として事業効果が早期に發揮できるよう、用地取得マネジメントのP D C Aサイクルにより、用地取得工程管理計画を適宜見直して、計画的な用地取得に努めるものとする。
- ④ 事業認定適期申請ルール及び裁決申請適期申請ルールに基づき、土地収用法を積極的に活用するものとする。

⑤ 市町と緊密な連携をとるとともに、先行取得制度の活用を図るものとする。

(工事等の進行管理)

第11 工事等の進行管理については、「土木建築事業進行管理実施要領」(昭和53年4月1日制定)に基づき、特に次に留意のうえ、適切に行うものとする。

- ① 地方機関の長は、「地方機関事業調整会議」等で、事業の進捗状況や措置すべき課題等を的確に把握するとともに、場合によっては執行計画の見直し等の措置を講じ、年度内完了を図るものとする。
- ② 本庁各課は、「事業調整会議」等による進行管理を厳密に行うとともに、問題箇所の処理方策を早期に決定し、事業の円滑な執行を図るものとする。
- ③ やむを得ない事由により年度内完了の見込みが立たない場合は、翌年度に繰り越す等、所定の手続を取るものとする。

(電子調達の推進)

第12 1 事業の発注手続の効率化等を推進するため、電子入札システムの機能改善及び適正な維持管理に努める。
2 事業成果の電子納品については、受発注者の意見を踏まえ改善に取り組むとともに、利活用を進めるうえで必要となる保管管理システムの機能改善及び適正な維持管理に努める。
3 事業執行の電子化を推進するため、情報開示システムの拡大や情報共有システムの実証実験等に取り組むものとする。

(測量等事前調査)

第13 公共事業の測量等の実施に当たっては、事前調査費を活用し、翌年度以降の新規採択見込みの事業は、公図、権利関係調査を、また用地取得が見込まれる事業は、用地平面図等関連図面の作成を前年度までに完了するものとする。

(建設工事に係る受注者の指名等)

第14 1 建設工事を一般競争入札により発注する場合は、「一般競争入札事務処理要綱(事前審査型)」(平成7年4月1日制定)又は「一般競争入札事務処理要綱(事後審査型)」(平成19年10月1日制定)により実施するものとし、特に、入札参加資格要件を設定する場合は、工事の適正な施工が確保されるよう留意すること。
2 工事成績条件付一般競争入札は、優良な県内企業の受注機会の確保を図ることを目的としており、その趣旨に十分留意のうえ適切に適用すること。
3 指名競争入札における指名業者の選定においては、「建設工事指名業者等選定要綱」(昭和40年12月27日制定)により、施工能力を重視するとともに、経済性及び効率性を考慮して、公正かつ厳正に行うものとする。
4 中小建設業者の受注機会の確保について、次のことに留意のうえ、十分配慮するものとする。

- ① 指名競争入札の指名に際しては、県内建設業者を積極的に指名すること。
- ② 優秀で施工能力の優れている県内建設業者については、1等級上位等の格付を対象とした工事に参加できるものとして取り扱うこと。
- ③ 受注者が下請業者を使用する場合は、原則として県内業者とし、やむを得ず県外業者を下請負人とする場合は、あらかじめ理由書を提出させること。

5 県内建設業者の企業連携及び協業化の促進を図るため、「県内建設業者の合併等に関する特例要綱」(平成15年6月1日施行)による入札参加資格審査や受注機会の確保等の

特例措置及び「経常建設共同企業体取扱要綱」（平成23年5月16日制定）による入札参加資格審査の特例措置により、建設業者の合併等を一層促進する。

（測量・建設コンサルタント等業務に係る受注者の指名等）

- 第15 1 測量・建設コンサルタント等業務の発注に際しては、「測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱」（平成11年4月1日制定）に定める基準を遵守し、委託業務の適正な実施を確保するための執行能力を重視するなど、その目的と内容に適した業者を厳正に選定するものとする。
- 2 県内測量・建設コンサルタント等業者の企業連携及び協業化の促進を図るため、入札参加資格審査の特例措置により、測量・建設コンサルタント等業者の合併等を一層促進する。

（入札・契約制度）

- 第16 1 入札・契約に関する情報については、「適正化法」等を踏まえ、適切に公表する。
- 2 透明性・競争性の確保を図るため、請負対象設計額1,000万円以上のすべての工事について、原則として一般競争入札によるものとする。
- 3 優秀で施工能力の優れている建設業者については、1等級上位等の格付を対象とした公募案件に応募できるものとするなど、適正な受注機会の確保を図るものとする。
- 4 価格競争から価格と品質で総合的に優れた調達への転換を促進するため、総合評価方式による入札を推進する。
- 5 建設工事のコスト縮減及び品質確保を図るため、VE方式及びDB方式等の多様な入札契約方式を推進する。
- 6 金融機関等が行う建設企業の財務状況等に応じた与信枠の設定等の市場機能の活用による、過度な入札参加の抑制により、質の高い競争環境を整備するため、入札ボンド制度を試行する。

（受注者の指導）

- 第17 適正化法第3条の規定に基づき、不良不適格業者の排除を推進し、公共工事の適正な施工を確保するため、厳正に受注者を指導するとともに、次の事項に重点的に取り組むものとする。
- ① 受注者の技術者の専任制及び一括下請負等の排除を徹底するため、発注者支援データベースシステムを十分活用するとともに、適切に施工体制等の立入り点検を行うものとする。また、専任等の把握に違反がある場合には処置請求を行うとともに、是正が認められない場合には、工事の一時中止又は指名除外等、建設業者に対して厳正な対応を行うものとする。
- ② 県発注工事における適正な施工の確保を図るとともに、下請・資材業者へのしわ寄せを防止するため、低価格入札により落札した工事について、工事中の施工体制等の確認を強化するとともに、下請・資材業者への代金の適正な支払の確認を強化するものとする。
- ③ 地域の優良な企業の適正な受注機会を確保するため、契約の締結に際し専任技術者の配置状況等の営業実態について確認できる資料の提出を求めることにより、稼動実態のない営業所（いわゆる「名ばかり営業所」）の排除を徹底する。
- ④ 県外業者を下請負人とすることを承認した工事については、適正な施工を確保するため、施工体制等立入り点検により主任（監理）技術者の現場専任や施工への実質的な関与等の施工体制の点検を徹底する。

(計画的な維持管理)

第18 「広島県公共土木施設維持管理基本計画」(平成18年3月策定)に基づき導入したアセッタマネジメントを推進し、計画的かつ効率的な維持管理を実施する。

(暴力団等による不当介入等の排除等)

第19 1 公共工事等に対する暴力団等の不当介入・不当要求に対しては、受注者が適切に対応できるよう警察本部との連携を緊密にして指導等を行うとともに、極力、契約締結営業所等への不当要求防止責任者の配置を求め、責任者講習を受講させることとする。

2 暴力団排除を徹底するため、暴力団関係企業であることが判明するなどした場合には、約款及び特約事項により、当該業者が県発注工事等の施工等のために必要な契約を締結することができないよう措置することとする。

3 談合情報に対しては、「談合情報対応マニュアル」(平成6年8月31日制定)及び「談合に関する情報の信ぴょう性等の判断基準」(平成15年4月1日制定)により的確に対応するとともに、公正取引委員会及び警察本部に適切に通報するものとする。

(環境配慮の推進)

第20 公共事業の実施に当たり、率先して環境配慮に努めるため、「広島県環境配慮推進要綱」(平成15年4月1日施行)に基づき、公共工事の計画段階から工事段階に至る全ての段階において、環境配慮指針に留意し、自主的に環境配慮を行う。

(引継事務)

第21 適正な公物管理の推進を図るため、「管理事務引継処理要領等の制定について」(平成5年3月29日通知)に基づき、管理部門との連絡調整を緊密に行い、公共施設の管理事務の引継ぎが円滑に行われるよう適切に処理するものとする。

3 土木建築業務の電算化

土木建築業務については、これまでも効率的かつ円滑な事業執行を推進するためのシステム開発と導入を重点的に行うとともに、必要に応じて更なる機能強化を継続的に進めている。

これに加えて、インターネットの普及をはじめとする近年の飛躍的なIT環境の向上を受け、公共事業の執行については、CALS/ECC（公共事業支援総合情報システム）として全国的に積極的な取組が展開されつつある。

本県においても、より一層の事務効率化や透明性向上を目的にCALS/ECCへの取組を進めており、平成14年度に策定した広島県版アクションプログラムである「広島県電子調達等推進計画」に基づいて必要なシステム開発・整備を行い、具体取組を開始している。

注：CALS/ECC Continuous Acquisition and Life-cycle Support／Electronic Commerce
〔継続的な調達とライフサイクルの支援／電子商取引〕の略

(1) 主な稼働中システム

システム名	内 容	稼動開始年度
土木工事積算	土木工事に係る積算システム (平成15年1月からLAN端末での利用形態に移行)	昭和61年度 (再開発) 平成14年度
河川管理情報	水防テレメーター：河川水位、雨量データの集計・加工 潮位テレメーター：潮位データの集計・加工 河川防災情報システム：雨量・水位・潮位等の観測情報の表示、洪水予報等の水防情報の提供 災害情報伝達システム：災害情報の共有化	昭和63年度 平成5年度 平成21年度 平成22年度
建設事業事務管理総合	事務管理：契約執行事務の効率化 業者監理：業者関連情報管理 災害管理：土木施設等災害復旧事務 用地管理：用地取得事務の効率化	平成2年度 (一括再開発) 平成15年度 平成20年度
県営住宅管理	住宅管理に必要な入居者、住宅、家賃に関する情報を一元的に管理するシステム	平成8年度
公物占使用許可	現行システムの再開発による処理の高速化、事務の効率化	平成9年度 (再開発) 平成15年度
道路情報管理	県管理道路の道路規制情報等を集中管理	平成12年度
港湾統計	「港湾統計」調査業務の電算化	平成13年度 (国システム導入) 平成22年度
情報開示システム	調達関連情報のホームページ提供	平成16年度
電子入札等システム	資格申請受付・入札関連事務をインターネット経由で行う	平成16年度
積雪深集中管理	県管理道路の積雪深度を集中管理	平成16年度
都市計画台帳	都市計画情報の電子化	平成16年度
アセットマネジメントシステム	各施設の点検結果や補修履歴を電子データ化して蓄積させ、施設の健全度評価、将来予測及び補修順位を分析	平成20年度
電子納品保管管理システム	電子納品された電子成果データをシステムで一元管理	平成21年度
砂防GIS管理システム	土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域・特別警戒区域、砂防指定地、砂防設備、基礎調査成果といった砂防関係情報の提供及び管理	平成21年度
建築行政共用データベース	建築確認業務の電算化、建築士・事務所登録閲覧、建築基準法令・大臣認定情報等閲覧	平成21年度
県営住宅保全情報システム	県営住宅の保全情報を蓄積、保管、分析	平成21年度

4 平成24年度土木局関係事業負担率表

【平成23年度以前の債務行為の歳出化については、その年度の負担率を適用。】

(1) 道路事業

事業名			補助 単独	負担区分			
				国	県	地元	
道路改良費	国道	一次一般	補助	5.5/10	4.5/10	—	
		下記以外のもの		5.5/10	4.5/10	—	
		二次 都市計画決定済で4車線以上のもの		1/2(5.5/10)	1/2(4.5/10)	—	
		水特		3/4, 2/3, 6/10	1/4, 1/3, 4/10	—	
		離島		2/3	1/3	—	
	地方道	一般		1/2(5.5/10)	1/2(4.5/10)	—	
		水特		3/4, 2/3, 6/10, 5.5/10	1/4, 1/3, 4/10, 4.5/10	—	
		離島		5.5/10(6/10) [2/3]	4.5/10(4/10) [1/3]	—	
		半島		5.5/10	4.5/10	—	
特殊改良費	国道	一般	補助	15/30	13/30	2/30	
		離島		15/30	14/30	1/30	
	地方道	一般		15/30	13/30	2/30	
		離島		15/30	14/30	1/30	
自転車道整備費	地方道	補助		1/2	1/2	—	
凍雪害防止費	国道・地方道	補助		6/10	4/10	—	
防雪費	国道・地方道	補助		6/10	4/10	—	
道路災害防除費	国道・地方道	補助		1/2	1/2	—	
除雪費	作業・機械	補助		2/3	1/3	—	
交通安全施設費	国道・地方道	補助		1/2	1/2	—	
無電柱化推進事業費	国道・地方道	補助		1/2	1/2	—	
橋梁補修費	国道	補助		1/2	1/2	—	
交通安全施設費	单独			—	10/10	—	
道路改良費	单独			—	9/10	1/10	
道路舗装費	单独			—	9/10	1/10	
市町道整備費	一般	单独		—	4.5/10	5.5/10	
	山村・離島	单独		—	5/10	5/10	
橋梁架換費	单独			—	14/15	1/15	
直轄国道改修費等負担金	高速自動車国道建設費		直轄	3/4	1/4	—	
	新設・改築			2/3(7/10)	1/3(3/10)	—	
	交通安全	一種		2/3	1/3	—	
		二種		1/2	1/2	—	
	沿道環境	改築		2/3	1/3	—	
	電線共同溝			1/2	1/2	—	
	災害			2/3	1/3	—	

注) 道路事業の()は、基幹道について適用する。[]は、離島架橋に適用する。

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(2) 河川事業

事業名	区分	負担区分		
		国	県	地元
中小河川改修費	広域河川改修 総合流域防災	補助	1/2	1/2
小規模河川改修費	広域河川改修 総合流域防災	補助	1/2	1/2
河川補修費	特定構造物改築	補助	1/2	1/2
都市小河川改修費	都市基盤河川改修	市町施行	補助	1/3
河川環境整備費	統合河川環境整備	河川指定地域	補助	1/2
	河川利便推進	河川一般地域	補助	1/3
	河川	県施行	補助	1/3
	河川	市町施行	補助	1/3
	総合流域防災		補助	1/2
高潮対策費	地震・高潮対策河川	補助	1/2	1/2
河川工作物対策事業費	応急対策事業	補助	1/2	1/2
河川情報基盤緊急整備事業費	総合流域防災	補助	1/2	1/2
宅地等水防対策事業費	土地利用一体型水防災	補助	1/2	1/2
河川災害復旧等関連緊急事業費		補助	1/2	1/2
河川災害関連事業費	災害復旧助成	補助	1/2	1/2
	災害関連	補助	1/2	1/2
河川等災害特定関連事業費		補助	1/2	1/2
河川等災害関連特別対策事業費		補助	4/10	6/10
河川総合開発事業費	河川総合開発	補助	1/2	1/2
	治水ダム建設	補助	1/2	1/2
堰堤改良事業費	堰堤改良	河道・貯水池	補助	1/3
		その他	補助	4/10
	総合流域防災	情報基盤	補助	1/2
河川改良費		単独	—	10/10
直轄河川改修費等負担金	改修	大規模	7/10	3/10
		その他	2/3	1/3
	建設機械	改修・その他	2/3	1/3
		ダム	7/10	3/10
	河川工作物	特定構造物	2/3	1/3
		河川工作物		
	都河行政	都市環境整備	1/2	1/2
		調査管理	5.5/10	4.5/10
災害				—

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(3) 砂防事業

事業名		区分	負担区分		
			国	県	地元
通常砂防費 (個別・総合流域防災)	通常・住宅関連	補助	1/2	1/2	—
地すべり対策事業 (個別・総合流域防災)	溪流	補助	1/2	1/2	—
	一般		1/2	1/2	—
離島振興事業(総合流域防災)		補助	1/2	1/2	—
急傾斜地崩壊対策事業費 (個別・総合流域防災)	公共施設関連	大規模斜面緊急改築	9.5/20	9.5/20	1/20
			4.5/10	4.5/10	1/10
			4.5/10	4.5/10	1/10
			2/5	2/5	1/5
		その他			
砂防設備等緊急改築事業(総合流域防災)		補助	1/2	1/2	—
災害関連緊急砂防事業費		補助	2/3	1/3	—
災害関連緊急地すべり対策事業費	溪流	補助	2/3	1/3	—
	一般		1/2	1/2	—
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業費	公共施設関連	大規模斜面	9.5/20(19.5/40)	9.5/20(19.5/40)	1/20(1/40)
			4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
			4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
			2/5(4.5/10)	2/5(4.5/10)	1/5(1/10)
		その他			
災害関連急傾斜崩壊対策特別事業費	公共施設関連	大規模斜面	9.5/20(19.5/40)	9.5/20(19.5/40)	1/20(1/40)
			4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
			4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
			2/5(4.5/10)	2/5(4.5/10)	1/5(1/10)
		その他			
砂防激甚災害対策特別緊急事業費		補助	5.5/10	4.5/10	—
特定緊急砂防事業費		補助	1/2	1/2	—
特定緊急地すべり対策事業費		補助	1/2	1/2	—
砂防基礎調査費(総合流域防災)		補助	1/3	2/3	—
急傾斜地基礎調査費(総合流域防災)		補助	1/3	2/3	—
地すべり基礎調査費(総合流域防災)		補助	1/3	2/3	—
雪崩対策事業費(総合流域防災)		補助	1/2	1/2	—
通常砂防費		単独	—	10/10	—
地すべり対策事業		単独	—	10/10	—
急傾斜地崩壊対策事業費	通常事業・緊急改築事業		—	1/2	1/2
	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	政令市不交付団体	—	5/10	5/10
			—	6.25/10	3.75/10
			—	7.5/10	2.5/10
直轄砂防事業	直轄		2/3	1/3	—

注) 砂防事業の()は、崩壊により家屋が半数以上の被害があるものについて適用

地域防災がけ崩れ対策事業で、政令市・不交付団体については、別の負担率を適用

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(4) 海岸事業

事業名			区分	負担区分		
				国	県	地元
高潮対策	離島	般	補助	5/10	4/10	1/10
	老朽化対策緊急	島		11/20	8/20	1/20
	一	般		5/10	4/10	1/10
海岸環境整備事業費	離島	島	補助	10/30	17/30	3/30
	一	般		10/30	18.5/30	1.5/30
港湾海岸保全施設費	高潮	島	補助	2/5	5/10	1/10
		港		1/2	4/10	1/10
	離島	島		11/20	8/20	1/20
	老朽化対策緊急	島		5/10	4/10	1/10
港湾海岸環境整備事業費	離島	島	補助	1/3	17/30	3/30
	一	島		1/3	18.5/30	1.5/30
港湾海岸災害関連事業費	離島	島	補助	5/10	5/10	—
	一	島		11/20	9/20	—
直轄海岸保全施設整備費負担金		直轄	直轄	2/3	1/3	—

(5) 港湾事業

事業名			区分	負担区分		
				国	県	地元
重要港湾修築費	-5.5m以下の小型係留施設関連		補助	4/10	3.5/10	2.5/10
	その他の			5/10	2.5/10	2.5/10
地方港湾修築費	一般通常	島	補助	4/10	3.5/10	2.5/10
		モルタル護岸		4/12	5/12	3/12
		水域・外郭		8/10	2/10	—
		係留・臨港交通施設		6/10	3/10	1/10
港湾局部改良費	一	島	補助	1/3	5/12	3/12
離島振興事業費	一	島	補助	5/10	9/20	1/20
港湾環境整備事業費	一般上用島地	島	補助	5/10	1/4	1/4
		島		1/3	5/12	3/12
		島		5/10	0.9/2	0.1/2
		島		1/3	3.7/6	0.3/6
	廃棄物埋立護岸	島		2.5/10	2/4	1/4
	浚渫土・建設残土	島		5/10	2.5/10	2.5/10
	海域環境創造	島		1/3	2/3	—
みなど振興交付金事業	効果促進事業		補助	5/10	1/4	1/4
港湾補修費	一	島	補助	1/3	2/3	—
長寿命化計画定事業	一	島	補助	5/10	5/10	—
港整備交付金事業	一	島	補助	4/10	6/10	—
	水域・外郭	島		6/10	4/10	—
	係留・臨港交通施設	島	補助	4/10	3.5/10	2.5/10
港湾改良費	一	島	単独	—	2/3	1/3
港湾災害関連事業費	一	島	補助	5/10	5/10	—
	離島	島		11/20	9/20	—
直轄港湾改修費等負担金	一般岸壁・泊地航路	島	直轄	5/10, 5.5/10	5/10, 4.5/10	—
		島		2/3	1/3	—

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

(6) 都市計画事業

事業名		区分	負担区分		
			国	県	地元
公共団体土地区画整理事業	補助	1/2(5.5/10)	—	—	1/2(4.5/10)
街路事業	道路改築	一 種	7.5/15	6.5/15	1/15
	二 種	7.5/15	6.5/15	1/15	—
	連続立体交差	7.5/15	5.5/15 (6.5/15)	—	2/15 (1/15)
	橋梁整備	7.5/15	6.5/15	1/15	—
	踏切除却・改良	7.5/15	6.5/15	1/15	—
	公共交通支援	7.5/15	6.5/15	1/15	—
	交通結節点改善	7.5/15	6.5/15	1/15	—
	無電柱化推進	7.5/15	6.5/15	1/15	—
	社会資本整備	補助	16.5/30	11.5/30	2/30
	総合交付金	補助	16.5/30	11.5/30	2/30
街路事業	地域自主戦略交付金	補助	—	—	—
街路事業	単独	—	9/10	—	1/10
都市公園事業	用地及び補償施設	補助	1/3	2/3	—
都市公園事業	単独	—	1/2	—	—
直轄公園整備費	新設	直轄	2/3	1/3	—
負担金	処理場	補助	4/6	1/6	1/6
流域下水道事業	管渠等	3/6	1.5/6	1.5/6	1.5/6
公共関連単独流域下水道事業	単独	—	3/6	1.5/6	1.5/6
都市再生地区画整理事業	補助	1/2(1/3)	—	—	1/2(2/3)
市町都市計画事業指導監督費	補助	10/10	—	—	—
組合土地区画整理(貸付)事業費	補助	1/2	—	—	1/2

(7) 市街地再開発事業

事業名		区分	負担区分		
			国	県	地元
市街地再開発事業費	組合等施行	補助	2/6	1/6	市町:1/6 組合等:2/6
	個人施行		2/6	1/6	市町:1/6 施行者:2/6
	指導監督		10/10	—	—

(8) 住宅事業

事業名		区分	負担区分		
			国	県	地元
住宅建設事業	補助	4.5/10(1/2)	5.5/10(1/2)	—	—
住宅建設事業指導監督事務費	補助	10/10	—	—	—
住宅市街地総合整備事業指導監督事務費	補助	10/10	—	—	—
住宅市街地基盤整備事業指導監督事務費	補助	10/10	—	—	—
がけ地近接等危険住宅移転事業	補助	2/4	1/4	—	1/4
がけ地近接等危険住宅移転事業指導監督事務費	補助	10/10	—	—	—

(9) 災害復旧事業

事業名		区分	負担区分		
			国	県	地元
災害復旧事業費	一般	補助	0.667	0.333	—
	離島		0.8	0.2	—
	—		—	10/10	—
市町指導監督事務費	補助	10/10	—	—	—
査定設計委託費	補助	1/2	1/2	—	—

(10) 空港事業

事業名		区分	負担区分		
			国	県	地元
直轄空港建設費負担金	直轄	2/3	1/3×8/10	—	1/3×2/10
広島西飛行場整備事業	単独	—	1/2	—	1/2

注) 「補助・単独」欄が「補助」の事業は、交付金事業を含む。

5 土木局の事務・権限移譲について

市町が住民に身近な事務を自己完結的に処理できるよう、事務・権限の移譲を、市町と協議のうえ、順次行っている。

平成24年4月1日現在において、今年度新たな事務の移譲はない。

事務事業移譲項目一覧表（土木局関係抜）

項目	事務内容	移譲対象市町
採石業に関する事務	採取計画の認可、災害防止緊急措置命令等	三次市 外 16市町
砂利採取業に関する事務	採取計画の認可、災害防止緊急措置命令等	
開発行為等の規制	開発行為の許可、開発許可に係る建築制限等	三次市 外 5市
風致地区内の建築物等の規制	風致地区内における建築物の新築、宅地造成等の許可、立入検査等	竹原市 外 2市
宅地造成等の規制	宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成工事の許認可等 住宅改良地区内における建築行為の制限等	三次市 外 5市
優良宅地造成の認定	優良住宅造成の認定、証明、証明書交付	三次市 外 8市
土地区画整理事業	施工地区内の建築行為等の制限等	竹原市 外 12市
市街地再開発事業	個人施行者の施行の認可、組合の設立認可、事業計画の変更等	呉市 外 15市
農住組合	組合の設立認可、解散決議の認可、解散の届出受理、合併認可等	呉市 外 5市
都市緑地保全	特別緑地保全地区における標識の設置、行為の制限等	
屋外広告物	広告物の表示・設置の許可、更新許可、変更許可等（国県道の占用に係るもの）	三次市 外 20市町
建築確認	建築物の建築等に関する確認検査、許可等	三次市 外 4市
建築確認関連事務	浄化槽設置等の届出受理、変更命令等	
	住宅金融公庫資金貸付けに係る住宅等の工事審査	
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する届出の審査、助言、勧告、命令	
	建築士に関連した一般的な指導及び処分に係る事情聴取及び報告 優良住宅の申請受理、審査、認定	三次市 外 7市町
道路・街路の整備、維持修繕	地域内で完結する県道の管理	三次市
	県道（国道に準ずるものを除く）に係る維持修繕	竹原市 外 17市町
	県道に係る単県道路事業（国補と関連したもの等を除く。）	江田島市 外 16市町
港湾の整備、維持及び管理	地域的に利用される地方港湾の占用許可等法令に基づく管理	東広島市、江田島市
	地域的に利用される地方港湾の維持修繕	
	地域的に利用される地方港湾の施設整備	
	地域的に利用される地方港湾の災害復旧	
河川の整備、維持管理	市町の区域内で水系が完結する2級河川の維持修繕	江田島市 外 7市町
	市町の区域内で水系が完結する2級河川の河川改良等の工事実施	
砂防、急傾斜、地すべり	砂防指定地内の許認可等法令に基づく管理 急傾斜地崩壊危険区域の指定及び指定地内の許認可等法令に基づく管理 地すべり防止区域内の許認可等法令に基づく管理	
	急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕	広島市 外 19市町
港湾海岸・漁港海岸の整備、維持及び管理	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全区域における占用許可、工事原因者の工事命令等法令に基づく管理	東広島市、江田島市
	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全施設の維持修繕	
	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全施設の施設整備	
	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全施設の災害復旧	
建設海岸の整備、維持及び管理	海岸保全区域に係る占用許可、工事原因者への工事命令等法令に基づく管理	三原市、大崎上島町
	海岸保全区域に係る占用許可等日常的管理	
	海岸保全区域内の海岸保全施設の維持修繕	
	海岸保全区域内の海岸保全施設の施設整備	
	海岸保全区域内の海岸保全施設の災害復旧	
一般公共海岸の管理	一般公共海岸区域に係る占用許可等法令に基づく管理	
一般海域の管理	海域の使用許可、工事着手等の届出受理	
プレジャーポート係留保管	所有者等の届出受理、届出済証の交付、重点放置禁止区域の指定等	
国有財産の管理及び処分	国有財産法の規定による行政財産の用途廃止等	

(注) □については、法改正・管理者変更等が必要なもの。

6 土木局関係行政委員会等

(1) 行政委員会

名 称	広島県収用委員会
任 务	公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用並びに損失の補償等に関する裁決等を行う。
根 拠 法	土地収用法（昭和26年法律第219号）
構 成 等	委員7人及び予備委員で構成し、任命については県議会の同意を要する。
所 管 課	土木局 土木総務課

(2) 附属機関

① 名 称	広島県建設工事紛争審査会
任 务	建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るためのあっせん、調停及び仲裁を行う。このうち審査会の行った仲裁判断は、確定判決と同じ効力を有する。
根 拠 法	建設業法（昭和24年法律第100号）
構 成 等	人格高潔、識見の高い者（委員15人以内及び特別委員）で構成
所 管 課	土木局 土木総務課
② 名 称	広島県漁業補償調停委員会
任 务	漁業補償に関して当事者間の公正な調整を図り、公共性の高い事業の円滑な推進と漁業従事者の生活再建に寄与する。
根 拠 法	広島県漁業補償調停委員会設置条例（平成2年広島県条例第33号）
構 成 等	学識経験を有する者7人以内で構成
所 管 課	土木局 土木総務課
③ 名 称	広島県公共工事入札監視委員会
任 务	県が発注する建設工事等の入札及び契約手続の運用状況等について調査審議することにより、入札・契約過程及び内容について、その透明性を確保する。
根 拠 法	広島県公共工事入札監視委員会設置条例（平成15年広島県条例第4号）
構 成 等	学識経験を有する者5人以内で構成
所 管 課	土木局 建設産業課
④ 名 称	広島県土地収用事業認定審議会
任 务	知事が事業認定に関する処分を行なうとき、知事の諮問により事業認定の可否について調査審議し、意見を述べる。
根 拠 法	土地収用法（昭和26年法律第219号）
構 成 等	学識経験を有する者7人以内で構成
所 管 課	土木局 用地課

- ⑤ 名 称 広島県水防協議会
任 務 広島県の水防計画その他水防に関する重要事項について調査審議し、及び関係機関に対する意見陳述を行う。
根 拠 法 水防法（昭和24年法律第193号）
構 成 等 会長1人並びに関係行政機関の職員、水防に関する団体の代表者及び学識経験のある者からなる委員15人で構成
所 管 課 土木局 道路河川管理課
- ⑥ 名 称 広島県海域利用審査会
任 務 海域の活用及び保全に関する重要事項を調査審議する。また、海域の使用について知事が許可するに際し、知事の諮問に応じ、意見答申する。
根 拠 法 広島の海の管理に関する条例（平成3年広島県条例第7号）
構 成 等 学識経験を有する者10人以内で構成
所 管 課 土木局 港湾振興課
- ⑦ 名 称 広島県広島港地方港湾審議会
任 務 広島港に関する重要事項の調査審議を行う。
根 拠 法 港湾法（昭和25年法律第218号）
構 成 等 学識経験のある者、港湾関係者、県議会及び関係市町議会の議員、国の関係行政機関の職員、県及び関係市町の職員計30人以内で構成
所 管 課 土木局 港湾企画整備課
- ⑧ 名 称 広島県尾道糸崎港地方港湾審議会
任 務 尾道糸崎港に関する重要事項の調査審議を行う。
根 拠 法 港湾法（昭和25年法律第218号）
構 成 等 学識経験のある者、港湾関係者、県議会及び関係市町議会の議員、国の関係行政機関の職員、県及び関係市町の職員計25人以内で構成
所 管 課 土木局 港湾企画整備課
- ⑨ 名 称 広島県福山港地方港湾審議会
任 務 福山港に関する重要事項の調査審議を行う。
根 拠 法 港湾法（昭和25年法律第218号）
構 成 等 学識経験のある者、港湾関係者、県議会及び関係市町議会の議員、国の関係行政機関の職員、県及び関係市町の職員計20人以内で構成
所 管 課 土木局 港湾企画整備課
- ⑩ 名 称 広島県都市計画審議会
任 務 都市計画法によりその権限に属させられた事項及び知事からの諮問事項を調査審議し、また関係行政機関に建議する。
根 拠 法 都市計画法（昭和43年法律第100号）
構 成 等 学識経験者、関係行政機関の職員、市町長の代表者、県議会議員、市町議会の議長の代表者をもって30人以内で構成
所 管 課 土木局 都市計画課

- ⑪ 名 称 広島県屋外広告物審議会
任 務 知事の諮問に応じ、屋外広告物に関する重要事項を調査審議する。
根 拠 法 広島県屋外広告物条例（昭和24年広島県条例第72号）
構 成 等 県関係吏員、県商工会議所連合会関係者、県観光連盟関係者、屋外広告物の広告業者、学識経験者をもって13人以内で構成
所 管 課 土木局 都市計画課
- ⑫ 名 称 広島県開発審査会
任 務 開発行為等に関する処分若しくは不作為又は監督処分についての審査請求に対する裁決及び市街化調整区域における開発行為等で、知事が諮問した事項について審議する。
根 拠 法 都市計画法（昭和43年法律第100号）
構 成 等 法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関し、すぐれた経験と知識を有する者7人で構成
所 管 課 土木局 都市計画課
- ⑬ 名 称 広島県建築審査会
任 務 建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する裁決についての議決、並びに特定行政庁の諮問に応じて重要事項を調査審議する。
根 拠 法 建築基準法（昭和25年法律第201号）
構 成 等 法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関し学識経験のあるもの7人で構成
所 管 課 土木局 建築課
- ⑭ 名 称 広島県建築士審査会
任 務 建築士法の規定に基づき、二級及び木造建築士試験に関する事務をつかさどるとともに建築士の業務の停止その他知事が行う処分について、同意を行う等同法によりその権限に属させられた事項を処理する。
根 拠 法 建築士法（昭和25年法律第202号）
構 成 等 建築士又は学識経験者をもって8人で構成
所 管 課 土木局 建築課
- ⑮ 名 称 広島県県営住宅管理等審議会
任 務 知事の諮問に応じ、県営住宅入居者の選考に関する事項のほか県営住宅等の整備及び管理に関する重要事項を調査審議する。
根 拠 法 広島県県営住宅設置及び管理条例（平成9年広島県条例第13号）
構 成 等 県市町関係吏員、学識経験者、公益代表者若干名で構成
所 管 課 土木局 住宅課

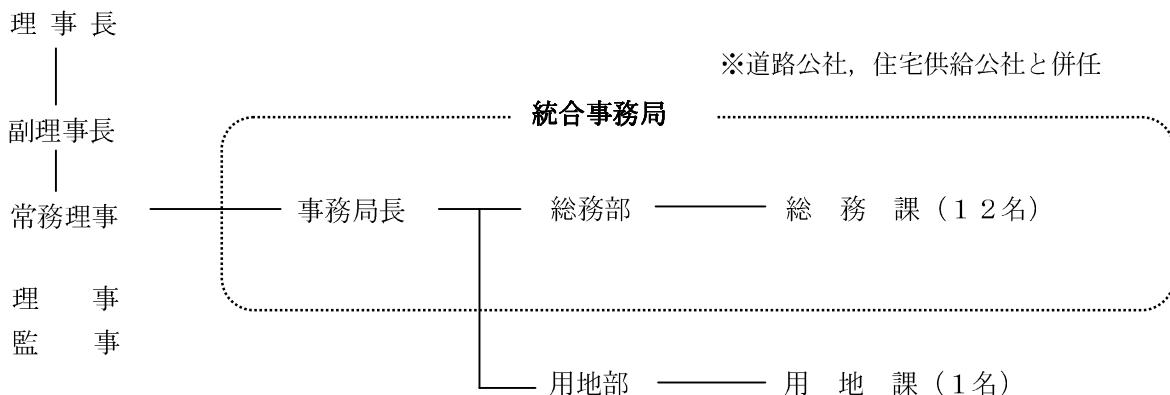
(3) 県が資本金の四分の一以上を出資している法人

① 名 称 広島県土地開発公社
 所 在 地 広島市中区大手町二丁目11番15号
 設立年月日 昭和48年3月31日
 根 拠 法 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）
 設立目的及 び業務概要 目的：公共用地、公用地等の取得・管理・処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民の福祉の増進に寄与する。
 事業：公有地取得事業、土地造成事業、附帯等事業
 基 本 金 30,000千円（全額広島県出資）
 基本財産 30,000千円
 役 員 等 役員は、県議会議員、学識経験者及び広島県職員のうちから広島県知事が任命する。

(H24. 4. 1現在)

職名	氏名	備考
理事長	抹 香 尊 文	常勤
副理事長	中 川 道 弘	常勤
常務理事	小 川 茂 喜	常勤
理事	奥 原 信 也	広島県議会議員
〃	間 所 了	広島県議会議員
〃	児 玉 浩	広島県議会議員
〃	谷 村 武 士	広島商工会議所専務理事
〃	高 垣 広 德	広島県土木局長
〃	津 山 直 登	広島県商工労働局長
〃	沖 田 清 治	広島県企業局長
監事	糸 山 幸 一	広島県会計管理者
〃	瀬 川 清 文	株式会社広島銀行常任監査役

職員数及び組織図



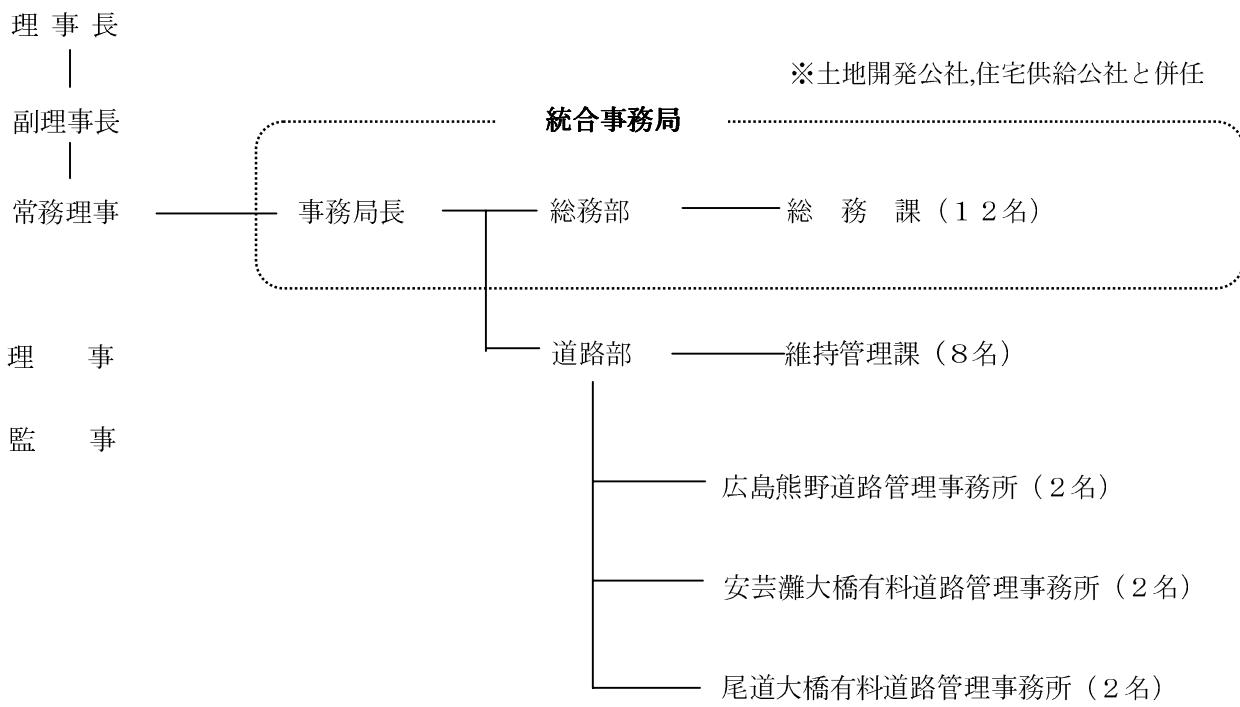
※職員にはプロパー職員、嘱託職員を含む

② 名 称 広島県道路公社
 所 在 地 広島市中区大手町二丁目11番15号
 設立年月日 昭和56年3月30日
 根 拠 法 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）
 設立目的及 有料道路の新設、改築、維持修繕、その他の管理及びこれに附帯する業務を
 び業務概要 行うことにより、幹線道路の整備を促進し、交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
 基本財産 6,325,000千円（全額広島県出資）
 役 員 等 理事長及び監事は知事が任命し、副理事長及び理事は、理事長が知事の認可を受けて任命する。
 顧問及び参与については、知事の同意を得て理事長が委嘱する。

(H24. 4. 1現在)

職名	氏名	備考
理事長	抹 香 尊 文	常勤
副理事長	中 川 道 弘	常勤
常務理事	日 當 康 典	常勤
常務理事	小 川 茂 喜	常勤
理事	高 垣 広 德	広島県土木局長
〃	高 井 嶽	広島市道路交通局長
監事	糸 山 幸 一	広島県会計管理者
〃	瀬 川 清 文	(株)広島銀行常任監査役

職員数及び組織図



※職員にはプロパー職員、嘱託職員を含む

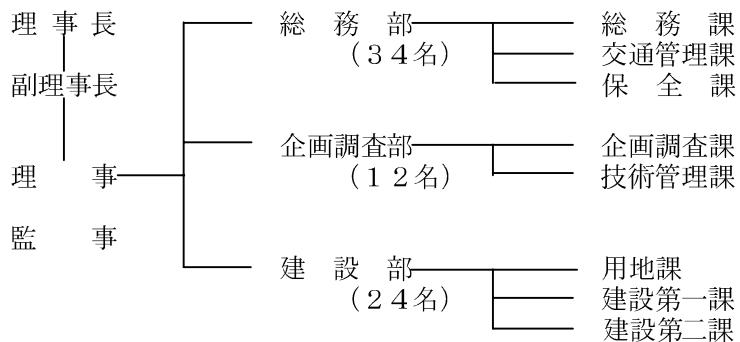
③ 名 称 広島高速道路公社
 所 在 地 広島市中区中町8番18号
 設立年月日 平成9年6月3日
 根 拠 法 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)
 設立目的及 び業務概要 指定都市高速道路の新設、改築、維持修繕、その他の管理及びこれに附帯する業務を行うことにより、幹線道路の整備を促進し、交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。

基本財産 76,560,000千円(広島県、広島市それぞれ38,280,000千円出資)
 役員等 理事長及び監事は、広島県知事及び広島市長が任命する。
 副理事長及び理事は、理事長が広島県知事及び広島市長の認可を受けて任命する。

(H24.4.1現在)

職名	氏名	備考
理事長	高山 茂	常勤
副理事長	森川 泰雄	広島県土木局付
理事	桐山 孝晴	広島県土木局付
監事	糸山 幸一	広島県会計管理者
〃	紙本 義則	広島市会計管理者

職員数及び組織図



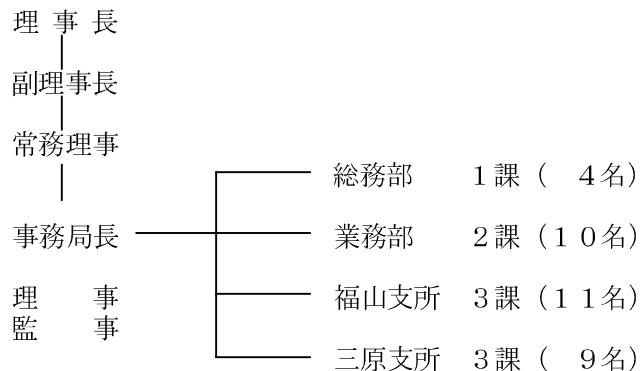
④ 名 称 財団法人広島県下水道公社
 所 在 地 (本 社) 広島市南区向洋沖町1番1号
 (福山支所) 福山市箕沖町106番地
 (三原支所) 三原市円一町一丁目2番1号
 設立年月日 昭和56年8月1日
 根 拠 法 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和18年法律第50号)
 設立目的及
び業務概要 目的: 流域下水道処理施設の運転管理業務等の受託その他広島県又は市町が実施する下水道事業に協力し、もって、県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与することを目的とする。
 事業: 広島県が設置する流域下水道処理施設の運転管理及び水質分析等を受託することを主な業務とし、下水道技術者の養成、下水道技術の調査・研究、下水道知識の普及及び啓発等の事業を行う。

基本財産 79,000千円
 役員等 理事長、副理事長、常務理事、理事、監事の18人以内で構成

(H24.4.19現在)

職名	氏名	備考
理事長	中村 博	常勤
副理事長	片平 靖	広島市下水道局長
常務理事	河久 博	常勤
	安井 清	三原市副市長
〃	赤澤 收	福山市上下水道事業管理者
〃	平田 光	府中市副市長
〃	城信 誠	東広島市副市長
〃	和多利 義	府中町長
〃	山岡 寛	海田町長
〃	三村 裕	熊野町長
〃	吉田 隆	坂町長
〃	岩佐 哲	広島県土木局都市技術審議官
監事	藤岡 賢	広島市会計管理者
〃	藤井 瞳	福山市会計管理者
〃	重安 正	三原市会計管理者

職員数及び組織図

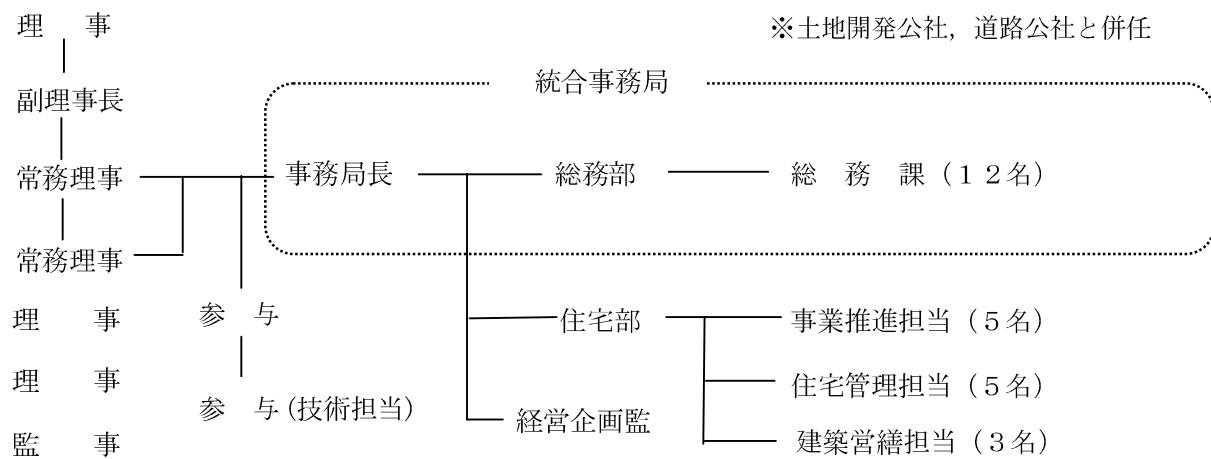


⑤ 名 称 広島県住宅供給公社
 所 在 地 広島市中区大手町二丁目11番15号
 設立年月日 昭和41年3月28日
 根 拠 法 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)
 設立目的及
び業務概要 県民の住生活の安定向上を図るため、住宅の建設、経営並びに分譲を行う。
 ○ 住宅の建設、賃貸、管理及び譲渡
 ○ 宅地の造成、賃貸、管理及び譲渡
 ○ (独)都市再生機構賃貸住宅の管理
 出 資 金 10,000千円
 広島県 8,300千円
 広島市 700千円
 呉市 500千円
 三原市 150千円
 尾道市 100千円
 福山市 250千円

役 員 (H24.4.1現在)

職 名	氏 名	備 考
理 事 長	抹 香 尊 文	常勤
副 事 長	中 川 道 弘	常勤
常 務 理 事	小 川 茂 喜	常勤
常 務 理 事	岡 崎 俊	常勤
常 務 理 事	中 原 好 治	広島県議会議員
〃	高 垣 広 徳	広島県土木局長
〃	岩 佐 哲 也	広島県土木局都市技術審議官
〃	藤 本 誠	広島市都市整備指導担当局長
〃	秋 山 淳 良	(株)広島県住宅管理センター代表取締役
監 事	糸 山 幸 一	広島県会計管理者
〃	堀 内 雅 春	広島市会計管理者

職員数及び組織図

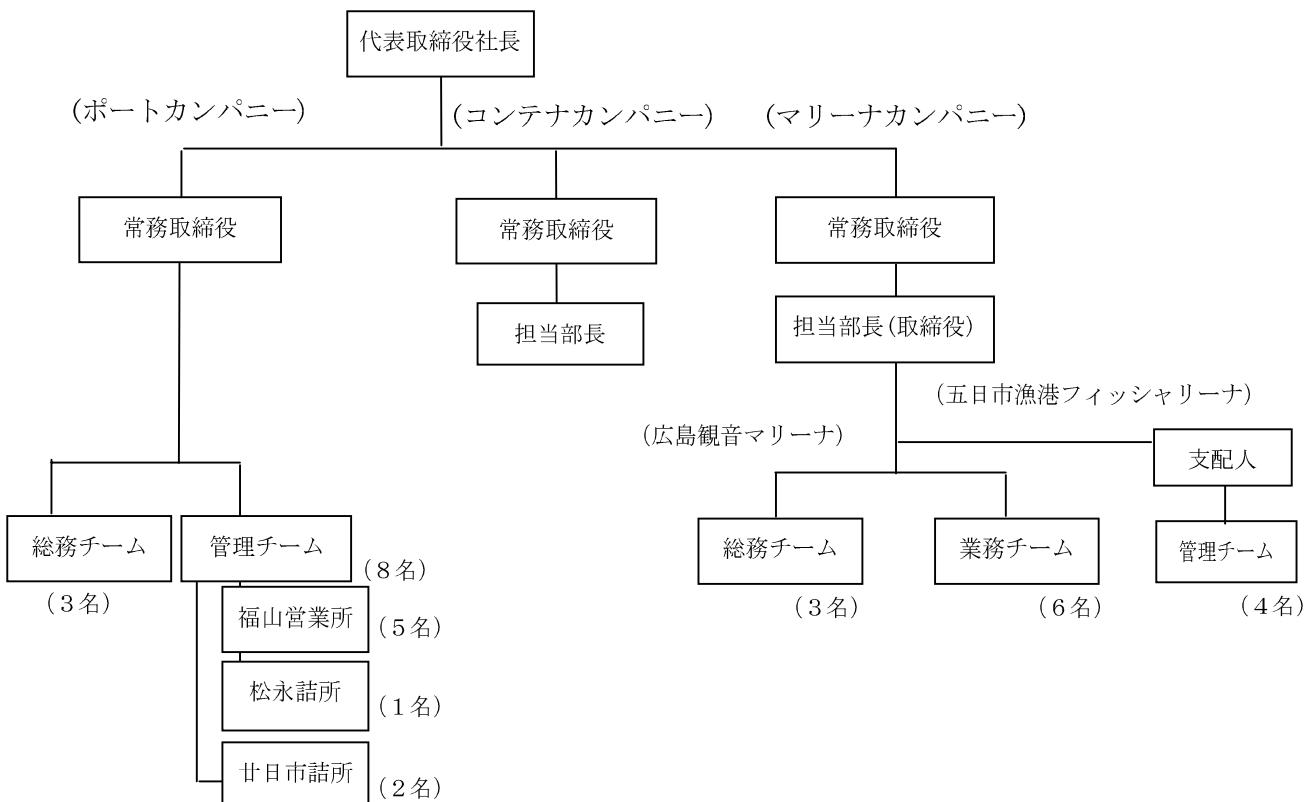


※職員にはプロパー職員、嘱託職員を含む

⑥ 名 称 株式会社ひろしま港湾管理センター
 所 在 地 広島市南区宇品海岸一丁目13番13号
 設立年月日 平成2年4月2日
 根 拠 法 会社法
 設立目的及 び業務概要 港湾施設の管理運営、港湾施設・建物等の維持管理、舟艇の賃貸・保管及びメンテナンスなどの業務を営むことを目的とする。
 資 本 金 1,000,000千円(広島県510,000千円出資)
 役 員 等

(H24. 6. 19現在)

職 名	氏 名	備 考
代表取締役社長	内田 隆	
常務取締役	延藤 照章	
リ	山田 茂二	
リ	松岡 啓二	
取締役	加藤 雅啓	広島県空港港湾部長
リ	西岡 治	広島市都市整備局長
リ	服部 博	ヤマハ発動機株ボート事業部事業企画部企画管理G r グループリーダー
リ	平賀 弘一	株広島銀行法人営業部長
リ	吉原 誠	マツダ株総務・法務室長
リ	仁田 一郎	瀬戸内海汽船株代表取締役社長
常勤監査役	藤井 照憲	
監査役	頼實 蔦之	広島市議会議員
リ	平野 博昭	株もみじ銀行地域振興部長
リ	久保 宏三	広島信用金庫専務理事
リ	石川 順三	

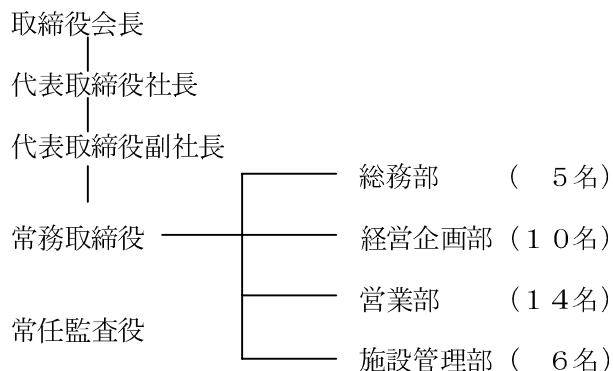


⑦ 名 称 広島空港ビルディング株式会社
 所 在 地 三原市本郷町善入寺64番31号
 設立年月日 昭和36年4月17日
 根 拠 法 会社法
 設立目的及 び業務概要 空港ターミナルビルの経営、航空事業者及び旅客等を対象とした事業の実施を目的とする。
 　　○広島空港ターミナルビル等の管理・運営
 　　○広島西飛行場ビルの管理
 資 本 金 3,501,000千円 (広島県1,372,400千円出資)
 役 員 等

(H24. 6. 20現在)

職 名	氏 名	備 考
取締役会長	深山英樹	広島ガス株代表取締役会長
代表取締役社長	富永嘉文	広島空港ビルディング株式会社
代表取締役副社長	山本健一	広島空港ビルディング株式会社
常務取締役	開本出	広島空港ビルディング株式会社
取締役	湯崎彦彦	広島県知事
リ	林正夫	広島県議会議長
リ	五藤康之	三原市長
リ	山本治朗	株)中国新聞社社主・代表取締役会長
リ	角廣治	株)広島銀行代表取締役頭取
リ	野坂文雄	株)もみじ銀行代表取締役頭取
リ	山木勝治	株)マツダ特別顧問
リ	山下隆	中国電力株代表取締役会長
リ	越智秀信	広島電鉄株代表取締役社長
リ	奥原祥司	郷原ゴルフ観光株取締役
リ	松原本卓臣	福山瓦斯株代表取締役会長
リ	佐竹利子	株)サタケ代表
リ	遠藤健嗣	マロックス株代表取締役社長
リ	谷雅喜	日本通運株広島航空支店長
リ	鎌屋克利	広島空港ビルディング株式会社 (全日本空輸株からの出向)
リ	福田哲二	広島空港ビルディング株式会社 (日本航空株からの出向)
常任監査役	織田瑞治	広島空港ビルディング株式会社
監査役	大下龍介	株)福屋代表取締役会長
リ	北川祐治	株)北川鉄工所代表取締役社長

職員数及び組織図



7 土木局の主要プロジェクト事業

(1) 完了済の主要なプロジェクト事業

事業名	事業費(億円)	施行箇所	事業主体	事業規模等	工期(年度)									
					12	13	14	15	16	17	18	19	20	
島嶼三次道路(高道路)橋	230	吳市	県 県 国土交通省	3.8 km										
江戸川ダム(ダム貯水池水質保全事業)	1,750	庄原市 安芸太田町 広島市佐伯区	県 県 県 国土交通省	3.0 km ³										
温魚切ダム	10	福山市	県 県 国土交通省	ダム湖の水質浄化	82,000千m ³									
四山田川ダム(生活貯水池)	223	世羅町	県 県 国土交通省	1,650千m ³										
灰堀毛富賀海岸環境整備	81	三次市三良坂町 広島市佐伯区	県 県 国土交通省	700千m ³										
福仁須波空港(滑走路3,000m)	1,800	東広島市福富町	県 県 県 県 国土交通省	52,100千m ³										
広島空港(ターミナル地域拡張)	170	竹原市	県 県 県 県 国土交通省	1,060千m ³										
広島空港(計器着陸施設の高カゲリ一化)	371	三原市須波西町	県 県 県 県 県 国土交通省	10,900千m ³										
観音マリーナ事業	202	三原市本郷町	県 県 県 県 県 国土交通省	2,100m ²										
福山港箕島地区港湾整備事業	31	三原市須波西町	県 県 県 県 県 国土交通省	195 ha										
福山港沖地区港湾整備事業	201	三原市本郷町	県 県 県 県 県 国土交通省	5.6 ha										
廿日市地区(第二期)港湾整備事業	22	三原市本郷町	県 県 県 県 県 国土交通省	電波高度計用地造成等										
紙屋町地区地下街建設事業	84	三原市本郷町	県 県 県 県 県 県 第三セクター	マリーナ等 20.9 ha										
みよし運動公園	218	広島市西区	県 県 県 県 県 県 岸壁 (-7.5m)	岸壁 (-7.5m)										
びんご運動公園	32	福山市	県 県 県 県 県 県 岸壁 (-10m)	岸壁 (-10m)										
広島市地区(第二期)港湾整備事業	154	福山市	県 県 県 県 県 県 岸壁 (-7.5m)	岸壁 (-7.5m)										
みよし運動公園	359	広島市佐伯区,廿日市市	県 県 県 県 県 県 第三セクター	24,930 m ²										
びんご運動公園	486	広島市	県 県 県 県 県 県 第三セクター	52.8 ha										
広島中央フライヤー	107	三次市	県 県 県 県 県 県 第三セクター	87.6 ha										
みよし運動公園	219	尾道市	県 県 県 県 県 県 第三セクター	10.0 km										
みよし運動公園	630	三原市	県 県 県 県 県 県 第三セクター		12	13	14	15	16	17	18	19	20	
みよし運動公園					21	22	23							

(2) 施工中の主なプロジェクト事業

8 広島県の概観

項目	現況・実勢				備考																				
1 位 置	<table border="1"> <tr> <td>東</td><td>福山市走島町宇治島</td><td>東 経 133° 28'</td><td>距 離</td><td></td></tr> <tr> <td>西</td><td>廿日市市吉和字吉和西</td><td>東 経 132° 02'</td><td>131.88 km</td><td></td></tr> <tr> <td>南</td><td>呉市倉橋町横島</td><td>北 緯 34° 02'</td><td>距 離</td><td></td></tr> <tr> <td>北</td><td>庄原市高野町大字 和南原字篠原山</td><td>北 緯 35° 06'</td><td>118.79 km</td><td></td></tr> </table>				東	福山市走島町宇治島	東 経 133° 28'	距 離		西	廿日市市吉和字吉和西	東 経 132° 02'	131.88 km		南	呉市倉橋町横島	北 緯 34° 02'	距 離		北	庄原市高野町大字 和南原字篠原山	北 緯 35° 06'	118.79 km		
東	福山市走島町宇治島	東 経 133° 28'	距 離																						
西	廿日市市吉和字吉和西	東 経 132° 02'	131.88 km																						
南	呉市倉橋町横島	北 緯 34° 02'	距 離																						
北	庄原市高野町大字 和南原字篠原山	北 緯 35° 06'	118.79 km																						
2 県 土 面 積	<p>8,479.70 k m²</p> <p>資料: 平成23年「全国都道府県市町村別面積調」(国土地理院)</p>				H23.10.1 現在																				
3 人 口	<p>総 数 2,860,750 人</p> <p>男 1,380,671 人</p> <p>女 1,480,079 人</p> <p>資料: 平成22年「国勢調査」(総務省)</p>				H22.10.1 現在																				
4 世 帯 数	総 数 1,184,606 世帯				H22.10.1 現在																				
5 道 路	実 延 長 28,748 k m				H23.4.1 現在																				
6 河 川	<p>総 数 505 河川</p> <p>流路延長 3,070.3 k m</p>				H24.4.1 現在																				
7 ダ ム	<p>既設ダム 18ヶ所</p> <p>多目的ダム 13, 治水ダム 5</p> <p>建設中ダム 2ヶ所</p> <p>多目的ダム 2</p>				H24.4.1 現在																				
8 海 岸	総 延 長 1,132.7 k m				H23.3.31 現在																				
9 港 湾	<p>総 数 44 港</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国際拠点港湾 1 港 (県管理) • 重要港湾 3 港 (うち県管理 2 港) • 地方港湾 40 港 (うち県管理 24 港) 				H24.4.1 現在																				
10 都市計画区域	対 象 26 区域(20 市町)				H24.3.31 現在																				
11 住 宅	住 宅 総 数 (公 営 住 宅 総 数)	1,147,600 戸 42,261 戸			H20.10.1 現在 (H23.3.31 現在)																				

平成 24 年 7 月発行

土木建築行政の概要

作製 広島県土木局

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

TEL 082-228-2111 (代表)

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp>
